

船舶インシデント調査報告書

平成29年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年8月14日 14時30分ごろ
発生場所	新潟県長岡市寺泊港北方沖 寺泊港第1防波堤灯台から真方位012°4.3海里付近 （概位 北緯37°43.1′ 東経138°46.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート弓香は、航行中、船外機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 弓香、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	220-18316新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、寺泊港北方沖を航行中、船外機が停止した。</p> <p>本船は、船長が、船外機の始動を試みたところ、セルモーターが回るものの船外機がすぐに停止するので、118番通報をし、来援した巡視船によりえい航されて寺泊港に入港した。</p> <p>船長は、本船が着岸した後、船外機を点検したところ、潤滑油ポンプの吐出側ホースが劣化し、折れ曲がっていることを認めた。</p> <p>船長は、潤滑油ポンプの吐出側ホースの折れ曲がった箇所から潤滑油が流れなくなり、船外機が、焼き付き気味になって停止し、運転できなくなったと本インシデント後に思った。</p> <p>船外機は、2サイクルのガソリン機関であり、潤滑油とガソリンとの混合気がクランク室内を経てシリンダ内に供給され、潤滑される方式のものであった。</p>
分析	本船は、寺泊港北方沖を航行中、潤滑油ポンプの吐出側ホースが劣化して折れ曲がったことから、潤滑油の流れが止まり、船外機のシリンダ内部等への潤滑油の供給が不良となり、船外機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、寺泊港北方沖を航行中、潤滑油ポンプの吐出側ホースが劣化して折れ曲がったため、潤滑油の流れが止ま

	<p>り、船外機のシリンダ内部等への潤滑油の供給が不良となり、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・潤滑油ポンプのホース等は、定期的に点検するとともに、劣化する前に交換することが望ましい。